

議案第56号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
56号	1

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の一部を次のように変更する。

第11条第3項を削る。

別表第1第2号及び第3号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「3月31日」を「1月1日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

議案	頁数
56号	2

提案理由（議案第56号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行などにより、茨城県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更の主な内容は、現行の被保険者証の廃止に伴う用語の整理及び共通経費負担金の算出に用いる人口の算定基準日の変更です。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
56号	3

茨城県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

改 正	現 行
<p>(執行機関の組織)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>資格確認書等</u> の引渡し</p> <p>3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付</p> <p>4から6 (略)</p> <p>別表第2 (第18条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 人口割の算定は、前年度の<u>1月1日</u>現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割の算定は、前年度の<u>1月1日</u>現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。</p>	<p>(執行機関の組織)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。</u></p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</p> <p>3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</p> <p>4から6 (略)</p> <p>別表第2 (第18条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 人口割の算定は、前年度の<u>3月31日</u>現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割の算定は、前年度の<u>3月31日</u>現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。</p>

56号	議案
4	頁数

参考資料